

既存住宅流通活性化緊急促進事業に係る事務事業
を実施する者の公募についての公示

令和8年1月13日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、既存住宅流通活性化緊急促進事業に係る事務事業を実施する者の公募について公示する。

※本事業は、「既存住宅流通活性化緊急促進事業」を実施する者に係る公募ではなく、「既存住宅流通活性化緊急促進事業」の事業者の募集・補助金の交付等に係る事務事業を実施する者に係る公募である。

1. 事業概要

(1) 事業名

既存住宅流通活性化緊急促進事業に係る事務事業

(2) 事業目的

本事業は、既存住宅流通活性化緊急促進事業の補助金の交付等に係る事務を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、既存住宅流通活性化緊急促進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

既存住宅流通活性化緊急促進事業に係る以下の事務

- 事務事業に係るホームページ及び登録申請フォームの作成
- 補助金の交付申請（変更を含む）に係る受付、審査、交付決定（※）
- 完了実績報告に係る受付、審査、補助金額の決定（※）
- 補助金執行状況の管理、支払いの実施
- 事業に係る相談の受付
- 事業の周知・広報
- 事業に係る取組み全般を対象としたセキュリティ対策・不正対応
- 事業の効果・検証 等

※補助金申請システム（Jグランツ）を利用した手続きを含む

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年2月中旬～令和9年3月下旬

2. 補助対象事業者の要件

次の全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事務事業の実施に係る計画を具体的に示し、適切なものであること。
- (2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事務事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。
- (7) 事務事業者は、共同事業体（事業を共同で行うことを目的として複数の者により構成される組織をいう。）として参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
※単独の参加はできないものとする。
 - ①共同事業体の構成員は、上記（1）から（6）の条件を満たすこと
 - ②業務分担及び実施体制等を明確に記載した共同事業体の結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し、全構成員間で締結すること
 - ③全構成員の中から代表者を選定すること
 - ④共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となっていないこと

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3

国土交通省 住宅局 参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 担当：佐分利、高橋

電話 03-5253-8111(内線39-448、39-444)

電子メール hqt-kashitanpo@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和8年1月13日（火）から令和8年1月26日（月）まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて原則、電子媒体で交付。

※交付を希望する場合は、予め(1)の担当までメールにて連絡を行うこと。
(連絡後には着信を確認すること。)

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和8年1月26日（月）18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、電子メールにて提出すること。（提出後には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出するデータは以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat Reader

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 提出された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に係る法律」（平成11年法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があつ

た場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書は原則として返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書提出時に申し出ること。

- (6) その他詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。